



RIETI Discussion Paper Series 16-J-045

1980年代～2000年代における基準認証行政 —政策課題としての経済成長と製品価値向上施策の展開—

河村 徳士
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

1980年代～2000年代における基準認証行政—政策課題としての
経済成長と製品価値向上施策の展開—¹

河村徳士（立教大学経済学部・経済産業研究所）

要 旨

本稿は基準認証行政が1990年代後半以降、経済成長政策の一環として重視された意義を歴史的な考え方にに基づきながら考察するものである。経済成長の鈍化が常態化し始めた1990年代の後半あたりから、経済成長が重要な政策課題として浮上し、1980年代から既定路線と化した行政関与を限定する規制緩和を前提としながら成長政策を模索せざるを得なくなった日本政府は、市場機能の強化による企業間競争の成果に期待したと同時に、革新的な企業行動の支援をも通産省に求めた。産業政策を後退させていた通産省は、国際的に先行していた製品価値を高める標準の効果を認め、標準を利用した企業戦略の立案を後押しする試行錯誤を進めており、基準認証行政は行政関与が限定された中で経済成長を促す手段として重視されたと考えられる。しかし、国際標準の推進は途上であり、他方で福祉や環境の側面で標準行政の社会的な意義が高まる可能性が考慮できた。

キーワード：産業構造の変化 通商摩擦 規制緩和 経済成長 産業政策の後退

JEL classification：M38, N45, N75

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹ 本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「経済産業政策の歴史的考察—国際的な視点から—」の成果の一部である。なお、武田晴人、和泉章、江藤学、山崎志郎、西野肇、大石直樹、日向祥子の各氏、「2014年度政治経済学・経済史学会秋季学術大会」（於青山学院大学）における筆者の自由論題報告の参加者、およびRIETI DP検討会の参加者から多くの有益なコメントをいただいた。

はじめに

本稿は、通商産業省（以下、通産省、2001年の省庁再編以降は経済産業省、以下、経産省）が所管した基準認証行政（省庁再編以前については標準行政と呼ぶ場合がある）の展開を、1980年代から2000年代を主な対象時期として考察する。

1980年から2000年までの通商産業政策史において、既にこの時期の標準行政が沢井実によって記述されているが、政策分野別の記述が求められた政策史の編纂方針を反映したためか通産省の政策全体における標準行政の位置づけが明確にされなかったうえに、標準行政を政策項目別にさらに細分化して論じたため時期ごとの政策スタンスもわかりにくくなる難点を残した¹。本稿では標準行政が担った課題を歴史的に捉え直し、近年、通産省・経産省の政策においてその重要性を増した意義を考察したい。

やや結論を先取りしておけば、高度成長期から安定成長期にかけての通産省行政が、資源の再配分を手段として企業にインセンティブを付与しながら設備投資を介した産業の成長を促すものが主流だったとすれば、安定成長期から次第に芽生え始めたのは産業という対象から次第に距離をおき、市場を介した資源配分がもつ透明性をより尊重して企業行動の自由度を高め行政関与の限定化を進める方向であり、これは1980年代以降顕著になった規制緩和、1990年代以降の構造改革によって具体化した²。経済成長の鈍化が常態化し始めた1990年代の後半あたりからは、経済成長が重要な政策課題として浮上し、行政関与を限定しながら成長に結びつく市場機能の強化がさらに求められたと同時に、革新的な企業行動の支援も通産省に期待され始めた。

こうした通産省の政策スタンスの変化を反映して、標準行政が直面した課題も、1960-70年代における重工業産業における部品等の規格化、1980年代の通商摩擦を背景とした市場開放を企画した規格の見直し、情報通信産業や新素材の発展に応じた規格化、1990年代後半の国際標準化活動の重視へと推移した。とりわけ1990年代後半以降、標準行政が重要性を増したことを指摘した書物によれば³、ある企業が何らかの財に伴う仕様の標準を進めれば独占的な供給が可能でありロイヤリティ収入も期待できるから、国際標準化への日本企業の関与を支援する施策が重視された。言わば、製品価値を高める効果を標準に認め、標準化を支援することによって日本企業の市場シェア、とりわけ国際的なそれを高め、GDP増大の効果を期待する政策構想だったと解釈できる。重要なことは、規制緩和による行政関与の後退が進み産業政策の役割が低下してくなかで、経済成長という政策課題が重要視されざるを得なくなった1990年代後半の時期に、とり得る成長戦略として標準行政の意義が高まったことである。標準行政の担うべき課題が推移した様子を捉えながら、市場の役

¹ 沢井実『通商産業政策史 9 産業技術政策』財団法人経済産業調査会、2011年、第6章。

² 尾高煌之助『通商産業政策史 1 総論』財団法人経済産業調査会、2013年、終章。

³ 藤田昌弘・河原雄三『国際標準が日本を包囲する』日本経済新聞社、1998年のほか、原田節雄『世界市場を制覇する国際標準化戦略』東京電気大学出版局、2008年、和泉章『標準（スタンダード）のすべて』財団法人経済産業調査会、2009年、第4章など。

割を強化することが自明視されるなかで経済成長は政府の責任でもあるという難しい政策課題が突きつけられた時代的特質、またそこで浮上した標準行政の重点化の意義を考えたい。

第一節 工業標準化法と工業標準化長期計画

標準行政は、1949年5月に発足した通産省の外局である工業技術院の標準部が長きに渡って所管し続けた⁴。外局は特定の専門分野を扱う意図で設置され、工業技術院は「鉦工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関」だった。その後、1952年9月、1966年4月、1973年7月の組織改編に際しても外局である工業技術院の所管は変わらなかったが、2001年1月の中央省庁の再編によって工業技術院は廃止されることとなり、標準行政は内局である産業技術環境局が所管することとなった。

政策手段の大きな枠組みは、1949年6月の「工業標準化法」、および1956年からおよそ5年ごとに立案された工業標準化長期計画に基づいていた⁵。工業標準化法は、規格あるいは標準の公的な具現化であるJIS（日本工業規格）の制定と、「企業におけるJIS適合品の生産、技術的生産条件の改善と統計的品質管理の促進をねらい」とするJISマーク表示制度を二本柱とした。前者のJISの制定は、標準を公的に認めることであり、後者のJISマーク表示制度は、製品や製造過程がJISを満たしていることを企業が表明するJISマークの表示を許可するもので、表示はJISの中から政府が指定した規格に限られた。工業標準化法は、工業標準化長期計画の内容に沿って改正が進み、1965年7月の第1回改正では、JISマーク表示制度の対象として製品に加え加工技術が追加され、国および地方公共団体が調達の際に考慮すべきJISが追加されるなどした。1980年4月の二度目の改正では外国の製造業者にもJISマーク表示を認め、これは1979年のガットスタンダードコード発効に基づいた基準認証制度の内外無差別運用の原則を具体化し貿易障害を除去することが目的であった⁶。

1986年の第六次工業標準化長期計画までの推移を、工業技術院は表1のようにまとめている。Aの項目を一貫して課題とした様子が見えるが、これらを機械工業化に伴う課題と捉えることができるとすれば、その重要性は、1970年代以降、第一義的なものではなくなってきた。また、BやCの課題は高度成長期に歴史的な役割を終えた様子が見える。1970年代以降、行政が模索した課題はDからGにかけての項目であり、それは消費者保護、環境、通商摩擦などとなっており、1980年代後半には情報通信産業を想定した課題が設定され始めた(H)。

⁴ 以下、前掲『通商産業政策史1総論』、第5章第1節。

⁵ 以下、工業技術院標準部編『工業標準化のあゆみ—工業標準化法施行40周年—』日本規格協会、1989年、総論。

⁶ この点については、阿部武司編著『通商産業政策史2通商・貿易政策』財団法人経済産業調査会、2013年、477頁。

表2 計画策定前年度の部門別JIS規格数

	1955		1973		1985		1990	
土木・建築	128	3%	333	5%	521	7%	532	6%
一般機械	480	12%	1,015	14%	1,184	15%	1,300	16%
電子機器・ 電気機械	356	9%	726	10%	825	10%	823	10%
自動車	103	3%	283	4%	341	4%	343	4%
鉄道	58	1%	180	2%	221	3%	221	3%
船舶	291	7%	485	7%	516	6%	528	6%
鉄鋼	140	4%	282	4%	312	4%	324	4%
非鉄金属	171	4%	351	5%	347	4%	383	5%
化学	1,134	29%	1,735	23%	1,591	20%	1,546	18%
繊維	291	7%	319	4%	299	4%	310	4%
鉱山	88	2%	225	3%	236	3%	220	3%
パルプ・紙	40	1%	102	1%	102	1%	95	1%
窯業	166	4%	219	3%	229	3%	247	3%
日用品	138	3%	220	3%	269	3%	269	3%
医療安全用 具	104	3%	166	2%	220	3%	286	3%
航空	154	4%	178	2%	91	1%	107	1%
情報	0	0%	0	0%	0	0%	175	2%
管理システ ム	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	106	3%	578	8%	674	8%	668	8%
計	3,948	100%	7,397	100%	7,978	100%	8,377	100%
	1994		2000		2008			
土木・建築	440	5%	444	5%	559	6%		
一般機械	1,271	16%	1,249	14%	1,598	16%		
電子機器・ 電気機械	779	10%	1,064	12%	1,421	14%		
自動車	318	4%	329	4%	363	4%		
鉄道	191	2%	182	2%	146	1%		
船舶	532	7%	480	5%	471	5%		
鉄鋼	329	4%	357	4%	394	4%		
非鉄金属	401	5%	397	5%	406	4%		
化学	1,520	19%	1,748	20%	1,787	18%		
繊維	278	3%	223	3%	224	2%		
鉱山	202	2%	188	2%	167	2%		
パルプ・紙	83	1%	61	1%	71	1%		
窯業	250	3%	290	3%	351	3%		
日用品	219	3%	175	2%	176	2%		
医療安全用 具	315	4%	349	4%	467	5%		
航空	86	1%	87	1%	97	1%		
情報	265	3%	428	5%	565	6%		
管理システ ム	0	0%	24	0%	65	1%		
その他	629	8%	666	8%	815	8%		
計	8,108	100%	8,741	100%	10,143	100%		

出典：『工業技術院年報』各年度版、2008年度は、経済産業省
日本工業標準調査会事務局『日本工業標準調査会年次報告
情報の項目は1986年度から掲載。

第二節 国際化および情報通信産業の発展に対する対応

1 第六次工業標準化長期計画—1980年代後半—

1986年の第六次および1991年の第七次の工業標準化長期計画は、国際化への対応、情報通信産業や新素材を利用した産業の発展支援など新たな政策課題を重視するものであった。

第六次計画では、第一に、1970年代後半から顕在化し始めた通商摩擦問題に対して、日本市場の開放を進めることが課題となった⁷。日本市場においてブランドイメージを持たない外国企業の輸出拡大に寄与するため既に認めていた海外工場のJISマーク表示に関して当該国の検査機関が承認を代行できるとしたほか、JISを国際規格へ整合させること、国際規格を策定する国際会議の幹事国を引き受けることなどを目標とした。

そもそも国ごとに異なった標準化の整合が国際的な検討課題として浮上したのは、独自の市場発展に基づいた各国の国内標準が非関税障壁の効果をもち得ると判断されたためであり、1979年の東京ラウンドでスタンダードコードが発効されて以降、日本も国際化の課題に取り組みざるを得なくなった。その内容は、①国際規格の尊重、②基準認証制度の内外無差別運用であり、①は公的な規格を定める際に国際規格があればそれを尊重すること、②は外国製品の供給者に対しても公的規格の表示を認証することを求めたものだった⁸。通産省は、1980年の工業標準化法改正によってJISマークの表示を海外製造業者にも認め⁹、定期的に行っていたJIS規格の見直しの期間をISO（国際標準化機構）にあわせて3年から5年に改め、JISの規格内容も国際規格に整合させ始めていた。第六次計画は、こうした枠組みの運営を1980年代後半も継続することを示したものであった。

第二に、新技術・情報化への対応が掲げられ、「技術進歩の早い分野では、より早い段階から先導的に標準化を進めることが技術開発の効率化や機器・システムの相互適用性の確保を図るうえで肝要である」とされた。具体策は、「先導的・弾力的標準化の推進」、「調査研究の充実強化」であった。日本市場の開放だけでなく、新しい産業の発展を支援する標準行政の意義が模索され始めていた。

こうした第六次計画に対応した施策は、新分野における規格制定の推進、既存規格の体系的見直し、国際規格との整合化、国際標準化活動への参加、標準化技術協力の拡大などだった¹⁰。国際的な課題については、通商摩擦への対応が主なものであり、既述のようなJISマーク表示の海外運用に基づく国内市場の開放が継続された。それだけでなく、ISO、IEC（国際電気標準会議）への人材派遣を支援し国際的な標準の策定過程に関与を強める施策も展開されており、これは、各国の公的規格が国際標準を尊重し始めたから、整合化の

⁷ 以下、「工業標準化推進長期計画の策定に関する報告書まとまる」『通産省公報』、1985年7月13日。

⁸ 前掲『工業標準化のあゆみ』、11頁、18-19頁。

⁹ 例えば、1983年に、金属製バットの認証を米国の製造業者にも認めた。前掲『通産産業政策史2 通商・貿易政策』、478頁。

¹⁰ 以下、工業技術院編『工業技術院年報』上巻、平成二年度、該当箇所。

手間を考慮し予め日本規格を少しでも国際標準に反映させることを意図したものであった。1990年代以降の国際標準化活動が成長戦略として国際市場の拡大を想定したのとはまた異なる役割を担っていた。また、JISの制定・改廃が表2のように進められた。該当時期の動きに着目すると、1990年には情報という項目が独立しこの分野におけるJISの制定が重視され始めた様子がわかる。加えて、標準化を進める際に工業技術院は民間に委託研究を行ったが、表3によると、1985年度以降、新素材関係、情報関係、ロボット産業などの分野で研究が進められ始めた。

	1980年度		1985年度	
	工業標準原案調査作成委託	151,712千円		
	工業標準化調査研究委託 (下記〇)	12件(実施10件) 224,171千円	工業標準化調査研究委託	22件 ?千円
	工業標準化特別研究	19件(実施12件) 60,932千円	工業標準化特別研究	8件 ?千円
分類	工業標準化調査研究のテーマ例示		工業標準化調査研究のテーマ例示	
新素材関係	○家庭用電気機器の寿命評価		ファインセラミックスの標準化に関する調査研究	
情報関係	○福祉関連機器の標準化推進		オフィスオートメーション(OA)機器の標準化に関する調査研究	
ロボット関係	○住宅性能標準化		システムの高信頼性技術に関する調査研究	
国際関係	○耐久製品の耐索性		規格情報管理データ整備加工委託	
消費者・福祉関係	○構造材料の安全性に関する標準化		ISONETオンラインシステム開発委託	
その他	○農業機械の標準化		医用画像処理システムの標準化に関する調査研究	
	○高強度ボルトの締結性能に関する標準化		未利用骨材資源活用のためのプレストレストコンクリート海砂の標準化に関する調査研究	
	○物流関連装置、機器等の標準化		建築材料等の耐久性に関する標準化のための調査研究	
	○プラント関連機器等の標準化		新素材の標準化に関する調査研究	
	○日本語情報処理の標準化		印刷、製版、製本、紙工機械の標準化に関する調査研究	
	触針式表面粗さ測定器の性能試験方法に関する研究		ファクトリー・オートメーション(FA)の標準化のための調査研究	
	反発シヤ硬さの高精度標準設定に関する研究		メカトロニクス対応高性能油圧機器の標準化に関する研究	
	計器用玉軸受の摩擦トルク測定評価システムの開発に関する研究		高度技術化に対応する機械製図システムの標準化のための調査研究	
	プラスチックの化学分析方法に関する研究		オプトエレクトロニクスの標準化に関する調査研究	
	工業用水腐食性試験方法(電気法)に関する研究		電子部品信頼性に関する調査研究	
	プラスチックの新形状シャルピー衝撃試験及び照合試験片に関する研究		シリコン系フェロアロイのJIS規格とISO規格との整合性に関する調査研究	
	MTFによるレンズの性能評価方法に関する研究		標準物質の標準化のための調査研究	
	レーザーの規格化のための試験法に関する研究		省エネルギー用建材及び設備等の標準化調査研究	
	安全帽の衝撃試験法に関する研究		省エネルギー形工業窯炉の標準化に関する調査研究	
	人間工学に関する標準化研究		省エネルギー形ガス燃焼機器の燃焼性能の標準化に関する調査研究	
	義肢の性能評価に関する研究			
	プラスチック化学分析方法に関する研究			

注：1985年度の実施件数は例示のとおり19件数えられるが、委託研究か特別研究のいずれに該当するのかは不明である。研究テーマの分類は筆者では判断できないものもあるが、それらはその他のままとしている。

	1990年度		1994年度	
	工業標準化調査研究委託等	30件 298,810千円	工業標準化調査研究委託等	27件 450,292千円
分類	工業標準化調査研究委託等のテーマ例示		工業標準化調査研究委託等のテーマ例示	
新素材関係	新素材の試験・評価技術の国際標準化事業		新素材の試験・評価技術の国際標準化事業	
情報関係	セラミックス系新素材の性能評価の標準化に関する研究		セラミックス系新素材の標準化に関する調査研究	
ロボット関係	バイオプロセスの標準化に関する調査研究		バイオプロセスの標準化に関する調査研究	
国際関係	ファクトリー・オートメーション(FA)の標準化のための調査研究		OA機器の利便性の標準化に関する調査研究	
消費者・福祉関係	FAシステムの信頼性、安全性の標準化に関する調査研究		統合化FAの標準化に関する調査研究	
その他	オフィス・オートメーション(OA)機器の標準化に関する調査研究		高機能光デバイスの標準化に関する研究	
	ニューメディア間インターフェースの標準化に関する調査研究		システム開発管理の標準化に関する調査研究	
	システムソフトウェアの標準化に関する調査研究		プラント点検作業ロボットの標準化調査	
	規格情報管理データ整備加工委託		国際標準化対策活動委託	
	大容量記録媒体の標準化に関する調査研究		提案型国際規格作成委託	
	カラーデジタル画像システムの標準化に関する調査研究		ECとの基準認証の相互承認協定に関する緊急調査	
	産業用ロボットの標準化に関する調査研究		福祉機器の標準化に関する調査研究	
	産業用無人搬送システムの標準化に関する調査研究		在宅高齢者・障害者介護機器の標準化に関する調査研究	
	国際標準化対策活動委託		消費者に分かりやすいマーク表示等のあり方に関する調査研究	
	ISONETオンラインシステム開発委託		大型医用放射線機器の電磁波障害測定方法の標準化に関する調査研究	
	福祉機器の標準化に関する調査研究		建築材料のライフサイクル性能評価技術の標準化に関する調査研究	
	コンクリート品質の早期判定技術の標準化に関する調査研究		有機・複合系新素材の標準化に関する調査研究	
	金属系新素材の標準化に関する調査研究		総合物流システムの標準化に関する調査研究	
	有機・複合系素材の標準化に関する調査研究		機械設計の自動化・高度化の標準化に関する調査研究	
	高度技術化に対応する機械製図システムの標準化のための調査研究		電子文書処理システムの標準化に関する調査研究	
	光産業用機能モジュールシステムの標準化に関する調査研究		ホームバスシステムの互換性と試験方法に関する調査研究	
	センシングデバイスの標準化に関する調査研究		電子部品信頼性に関する調査研究	
	電子部品信頼性に関する調査研究		生物学的清浄環境の評価方法の標準化に関する調査研究	
	磁気共鳴断層撮影装置の標準化に関する調査研究		標準化技術協力委託	
	生体工学の標準化に関する調査研究		省エネルギー形ガス燃焼機器の燃焼性能の標準化に関する調査研究	
	標準化技術協力委託		新発電システムに関する標準化	
	省エネルギー形ガス燃焼機器の燃焼性能の標準化に関する調査研究		プラントデータ交換システム標準化調査	
	新発電システムに関する標準化			
	プラントデータ交換システム標準化調査			
	炭酸ガス等の分析方法の標準化に関する調査研究			

出典:『工業技術院年報』各年度版より作成。

2. 第七次工業標準化長期計画—1990年代前半—

1991年の第七次工業標準化長期計画においても第六次の課題が踏襲されたが、新たな要素も加わった¹¹。計画の基本方針は、①「JISの国際整合化、ISO9000シリーズへの対応、国際標準化活動への積極的参加等JISの一層の国際化を推進する」、②「規格制定及び改廃については、国際整合性の確保、柔軟・スピーディな標準化、ユーザー・消費者の重視等の基本的な考え方にに基づき実施する」、③「ゆとりと豊かさのある生活の実現、新技術の開発・普及の促進、地球環境問題への対応、標準物質の供給体制の整備、SI単位の導入等の課題に対し積極的に対応していく」、④「JISマーク表示制度の効率的運営のため、社会状況の変化に対応した品目指定の見直し、工場審査の効率化、検査制度の充実及び有機的連携等を推進する」とされた¹²。

第七次計画が公表された後も、引続き今後の政策方針に検討が加えられた。通商摩擦との関係ではISO9000シリーズへの対応が課題として浮上した。国際標準化機構(ISO)が1987年に推奨したISO9000シリーズは、品質管理システムに関するマネジメントシステ

¹¹ 以下、「工業標準化推進部門別長期計画の策定」『通産省公報』1991年6月14日。

¹² SI単位はメートル法の後継として検討された国際単位系を指す。

ム規格であり、オフィスなどの労働現場を規格化したものだった¹³。民間の任意規格だった ISO9000 は、瞬く間に世界中で導入され、企業の競争力を左右する要素とみなされたため、通産省は、JIS 規格に ISO9000 シリーズを導入する作業を進めた。そもそも工業標準化法が国や地方公共団体の物品調達に JIS 規格の尊重を求めているから、この措置により ISO9000 シリーズを反映した新たな規格は公的な分野からも普及し始めた。1993 年 11 月には、財団法人日本品質システム審査登録認定協会を運輸省とともに組織し、国内における ISO9000 シリーズ審査登録機関の認定¹⁴、各国との相互承認の推進を進めた¹⁵。相互承認は、互いの国の別々な公的な標準に対して、相手国の標準が自国と同等のものであれば、自国での審査を省略し承認するもので、整合化作業の省略に加え市場の開放をも印象付ける対応だった。

第七次計画のうち、1990 年代ビジョンの構想を反映した新しい課題、すなわちゆとりと豊さのある生活の実現、地球環境問題への対応に関しても（上記、計画の③）、計画策定後、具体策が引続き検討された。標準を決定する際の判断材料となる標準基盤と呼ばれるデータ等の収集が、①高齢化・福祉・消費者分野、②先端技術分野、③地球環境分野を対象として開始された¹⁶。同じころ、第七次計画とは別に、高齢化社会への対応を強調する指針も示された。日本工業標準調査会の一機関として 1990 年 11 月に設置された「暮らしと JIS 特別委員会」の報告書は、「JIS は、従来、主として生産の合理化、流通の円滑化、鉱工業品の品質の改善など産業活動に資することを主眼に制定されてきたが、近年、社会ニーズの変化などを背景に、高齢化、福祉社会の進展などに配慮した JIS の制定への努力が続けられている」とし、このとりくみを続けるにあたって、国際規格との整合性及び国際標準化活動への積極的な貢献を求めると同時に、標準基盤の整備が重要であることを重ねて指摘した¹⁷。

以上の第七次計画やその後に改めて検討された指針に沿って規格の制定・改廃が進められ¹⁸、表 2 によれば、1990 年から 1994 年にかけて全体の規格数が減るなか、情報関連のほか、非鉄金属や医療安全用具の分野では増加し、新素材や新たな社会ニーズの分野でも

¹³ 江藤学「工業標準化政策の変遷と基準認証政策」『研究技術計画』22-1、2007 年、14 頁。主に欧州各国が運営に係わっていた ISO が品質管理を推進したのは、生産性の高い日本企業の管理方法を規格化し模倣すると同時に、英国の規格協会が中心となって国際競争力向上の観点からやや戦略的に規格の対象を拡張したことが背景にあったと言われている。『政策担当者ヒアリング』（江藤学氏、元経済産業省産業技術環境局認証課長、現一橋大学イノベーション研究センター特任教授）、2014 年 9 月 30 日。

¹⁴ 企業等に対して ISO9000 を認証する審査登録機関を財団法人が公的に認定すること。

¹⁵ 「財団法人日本品質システム審査登録認定協会の設立許可について」『通産省公報』1993 年 11 月 15 日。

¹⁶ 「日本工業標準調査会標準基盤研究特別委員会報告書（総論）」『通産省公報』1994 年 6 月 20 日。

¹⁷ 「日本工業標準調査会暮らしと JIS 特別委員会報告書」『通産省公報』1994 年 6 月 21 日。

¹⁸ 以下、工業技術院編『工業技術院年報』上巻、平成六年度、該当箇所をも参照。

JIS が制定され始めた様子がわかる。委託研究テーマは情報関係や新素材関係を中心としながらも、新たに国際標準化関係も登場し始めた（表 3）。ただし、繰り返しであるが、国際標準化活動に戦略的な意義が明確に付与され始めたのは 1990 年代後半以降であり、また JIS の国際整合化率も 1995 年 3 月末時点で約 50%と遅々とした歩みだった¹⁹。

以上、第六次と第七次の工業標準化長期計画および各計画に基づいた施策からうかがえることは、1990 年代前半までは、①1979 年のガットスタンダード協定締結以降に浮上した通商摩擦への対応、②1980 年代半ば頃から明確化した情報通信を中心とした新産業や新素材への対応、③1990 年代に省の政策課題とされた社会ニーズの変化への対応が標準行政の政策課題とみなされていた。重要なことは、機械工業を中心とした標準の意義が後退し、1970 年代から模索され始めた標準行政に対する新たな役割が、通商摩擦問題、情報通信産業・新素材の発展、ゆとりと豊かさを旗印とした内需主導の経済構造への転換を背景としながら①～③の課題として浮上したことである。ただし、①や③の対応は JIS 制定や JIS マーク認証制度の運用によって具体策が模索されたのに比べて、②の課題に対しては、情報分野の JIS が増加し国際標準化を意図した研究が一部着手されたものの、後の時期と比較すれば、国が関与する公的な標準（デジュール）であるか民間を主体とした任意標準（デファクト）であるか否かを問わず、標準がもつ国際競争力や情報通信産業の発展における意義が強調されたわりには政策が具体化されることは未だ多くなかった。次にみるように、情報通信分野では標準が企業経営を左右し始めたことを敏感に感じ取っていた経済界は、行政支援の遅れに不満を抱き始めていた。

3. 経済界の政策評価

1945 年に設立され JIS 規格表の発行などの事業によって行政を補完してきた日本規格協会が 1995 年に刊行した書物は、企業等に対するアンケート調査に基づきながら当時の状況を次のようにまとめている²⁰。すなわち、情報通信関係の産業では、世界的規模でインフラの構築と急激な技術革新が進み、標準化作業が一国の利害だけではまともらないうえ、標準のあり方によっては個別企業の行く末を左右しかねない事態が生じ、日本企業の国際競争力において標準の重要性が極めて高くなったとみなしていた。そのうえで標準の国際整合性、標準策定のタイミング、知的財産権の取り扱いなど、JIS の枠組みでは十分に対応できない課題が浮上したと指摘した。民間部門の果たす役割が大きくなったことを示唆する見方だったといえる。ただし、必ずしも公的な標準の意義が低下したとするものではなく、同書で紹介された企業関係者へのアンケート調査によれば²¹、新素材関連、環境関連、

¹⁹ 日本規格協会『日本規格協会 50 年史—産業発展と工業標準化—』、1995 年、126 頁。ここでの整合化率が、どのような規格を国際化させることを課題に進められたものなのかは判然としないので対象となる規格数はわからないが、日本規格協会の主観では整合化率がこのように提示されたという解釈である。

²⁰ 以下、同上書、72-73 頁。

²¹ 調査対象は一般企業 247 社、JIS マーク表示許可工場 1,501 工場であり、前者は 35 業種、

情報関連を早急に標準が必要な分野として多くの企業が認識していること、とりわけ電子機器及び電気機械産業の関係者は、「競争が激しい中でも名称の付け方や性能の表し方、評価の仕方など、関係者の合意が得られる部分があるはず」とし、公的な標準や企業間の調整に政府の新たな役割を期待していた²²。

標準の意義はとりわけ情報関連の産業を対象として強調され、国際標準への整合化に求められる意義の変化も指摘されていた。すなわち、通商摩擦を背景とした日本市場の開放という目的だけでなく「情報関連機器を中心として完全なグローバル商品が登場するようになり、市場の開拓のためには国際標準（デファクトスタンダード含めて）に準拠することが不可欠」な分野が登場し、「国内標準の意味づけが不透明」になっており、企業にとっては国際的な標準への対応が重視され始めていた²³。

これに関連して、国際的な標準の進展に日本が遅れたと感じた経験の有無についての回答では、一般企業では「ない」が62.2%、「ある」が37.4%、JIS工場では同様に87.4%、12.6%であった。「ない」が多かったものの、「ある」の具体例をみれば、「ISO9000シリーズ関連、環境関連、デジタル関連など、近年その整備が進んだ規格」であった。対応が遅れた理由は、「新規・改正規格原案に対して、国内意見の取りまとめが遅れた」場合が最も多く、次いで「原案審議の会合に出席せず、日本意見を採用してもらえなかった」などだった²⁴。国際的な標準を策定する作業に、国内の意見を早急にまとめながら、いかに参加するのかという課題に企業側は直面していた。とりわけ情報関連の産業では、ひとたび標準化が進むとそののち長期にわたって企業間競争のあり方に影響を与えると考えられ始めたから²⁵、国際的な任意標準（デファクト）ないしは公的標準（デジュール）の策定への関与は重要とみなされたのである。言わば受動的に市場を開放する形で国際的な標準に対応するのではなく、能動的に日本の関与する国際標準の策定が重視され始めていた。

一方で、同じアンケートに国際的な標準の進展に遅れた経験が「ない」という回答が多かったことは、既に指摘した工業標準化長期計画の重点課題の変化に現われたように、鉦

後者は15業種に及んだ。調査は質問票の郵送による回答方式で、工業技術院標準部長名および財団法人日本規格協会理事長名の調査依頼文を添付し1995年1月から2月にかけて行われた。同上書、79-80頁。

²² 同上書、86-87頁。

²³ 同上書、95頁。

²⁴ 同上書、100-101頁。

²⁵ この点は情報通信産業の特性を捉えながら考察するべきであるが、1980年代以降、家電も含めた情報通信関係の分野では、製品によっては技術や価格だけでなく仕様の標準化が市場シェアを高める競争力になり得ることが企業において自覚され始めたと推測される。さしあたり、山田英夫『デファクト・スタンダードの競争戦略 [第2版]』白桃書房、2008年の諸事例。例えば、家庭用VTR市場におけるVHS（日本ビクター、松下電器等）とベータ（ソニー等）との規格競争とも呼べる仕様の相違に基づいたシェア獲得競争が、1980年代後半にはベータのシェアがネグリジブルとなり一段落していた。この時期には何らかの規格を標準化することは、市場競争力を左右するとみなされ始めたと考えられる。

工業あるいは機械工業分野の技術力を保証する JIS の役割が後退したことを示唆する²⁶。

以上のように、経済界にとって、鉱工業や機械工業分野における公的標準の意義が低下したとはいえ、民間部門の主導する迅速かつ柔軟な標準の形成およびその利用、産業構造の変化に伴う標準行政の役割、情報通信産業を主な対象とした国際的な標準化活動への参加方法などが新たな課題となっていた。前節の検討を踏まえれば、政府は、工業標準化長期計画において民間部門が感じた時代の変化を一面で適確に捉えていたものの、経済界の納得する具体策を展開できず課題を残していたのである。

第三節 規制緩和の推進と新たな社会ニーズへの対応の具体化

1. WTO/TBT 協定の影響

GATT では TBT 委員会が設置され運用に関する議論の成果を基にした新しいスタンダード協定が 1995 年の WTO の発足とともに 1 月から発効した²⁷。WTO/TBT 協定と称されるところきめの内容は、①規格・標準の国際規格への整合化、②認証制度の国際ルール化、③相互承認に向けた努力の義務などであった²⁸。②は JIS マーク表示を許可する認証行政の方法を国際的なルール（ISO や IEC 等の国際機関が示したガイドライン）にあわせることを求めたものだった。さらに 1996 年には WTO の「政府調達協定」が発効し、加盟国政府が何らかの財・サービスを調達する際に標準を物差しとするのであれば、原則として国際標準に従うべきとされた²⁹。総じて国際規格のさらなる尊重が求められ、このうち政府調達協定は大きなインパクトを与えた。

WTO/TBT 協定によって各国の標準化活動はより自由貿易体制に準じた国際性を求められることになった。経済成長が政策課題として浮上するに及んで、標準行政も海外市場における日本企業の競争力を左右する国際標準の重要性に無自覚ではいられなくなっていた³⁰。

²⁶ 例えば、間接的な事例として、国内取引をも視野に収めたアンケートだが、JIS マーク表示制度を製品購入の判断基準とした事業所は 7 割から 8 割に及んだが、3 分の 1 は目安としておらず、「JIS 規格は購入の基準というよりも最低の基準」との意見が多くの業界から指摘された。前掲『日本規格協会 50 年史—産業発展と工業標準化—』、94 頁。さらに、製品取引の際に JIS マークが無ければ事業活動に支障が生じるかという設問に対して「約半数が必要と認識していな」かったし、自動車関連、情報関連などの競争の激しい分野では、JIS の規定を超える素材や部品を用いることが日常化しているとされた。同書、同頁。

²⁷ 前掲『通商産業政策史 2 通商・貿易政策』、477-483 頁。TBT 協定は「貿易に対する技術的障害に関する協定」(Agreement on Technical Barriers to Trade) の略称である。同書、246 頁。

²⁸ 「工業標準化法の改正と今後の標準行政」『通産ジャーナル』第 30 巻 5 号、1997 年。

²⁹ 前掲『標準（スタンダード）のすべて』、130 頁。

³⁰ 序章でも議論したように、1995 年の WTO/TBT 協定以降、標準行政が国際標準化活動に明確に力を入れ始めたことを指摘したものに、前掲『国際標準が日本を包囲する』、前掲『世界市場を制覇する国際標準化戦略』、前掲『標準（スタンダード）のすべて』、第 4 章などがある。

2. 第八次標準化長期計画—1990年代後半—

1995年にまとめられた第八次工業標準化長期計画は、規制緩和の推進、情報通信産業の発展に応じた具体策、国際的な標準化活動への関与を重視した点に新しさを持っていた³¹。提示された新たな政策課題は①社会的ニーズへの対応、②技術革新の進展への対応、③経済のボーダーレス化の進展への対応の三点にわたっていた。具体的には、①社会的ニーズへの対応では、規制緩和等の推進、自己責任原則に重きを置く経済・社会システムへの移行、消費者保護、医療福祉等の高齢化対応、環境保全等が重視された。②技術革新の進展への対応では、技術革新の著しい分野では戦略的な標準が企業活動において重視されるとし、市場シェア拡大や知的財産権を活用したロイヤリティ収入に結びつく標準化が不可逆的な変化として生じ、しかもそうした権利収入の成否は商品サービス導入の初期にかかっていると判断していた。同時に、標準の排他的な提供だけでなく、高度情報化社会に向けた標準の相互運用性・相互接続性が重視された。情報通信産業を想定し、市場で事実上の（デファクト）標準を決め少数の企業が独占的な利益を享受できるような戦略的な経営方針を一面で援助し、他面で競争相手の企業群と消費者双方にも配慮した施策も必要になると指摘した。③経済のボーダーレス化の進展への対応として国際標準化機関への参加が重視された。国際規格がISOやIECといった、民間ではあれ限りなく公的な役割を發揮し始めている国際標準化機関によって決定されており、そこでは各国の民主的な投票が標準の決定方法ではあるものの、ヨーロッパ諸国が参加数では勝り、事実上、国際標準が市場統合の進展と併せて汎用性を高めたEU（ヨーロッパ連合）地域標準と化し始めていた。これらがWTO/TBT協定に反映され参加諸国の調達基準となれば、国際的な市場競争に影響が及ぶから、アジア太平洋地域の各国との協力をも視野に収めた国際標準化活動への参加が課題となった³²。

規制緩和については計画が公表された後も引続き政策方針が練られた。日本工業標準調査会が1996年12月に提示した答申は国際標準化の影響を強く意識したものだ³³。近年の変化として、WTO/TBT協定は「貿易の円滑化に向けた規格・認証政策の重要性を飛躍的に高め」ており、第八次計画を具体化する施策は「民間の役割の強化及びその主体的参画を求めるもの」が望ましいとした。答申は、第一に日本工業規格（JIS）のあり方、第二にJISマーク表示制度、第三に国際標準化活動の推進にわたって検討を加えたが、このうち第一では、計画で示された上記①の観点に沿ったJISの重点化を受けて「当該規格が、

³¹ 以下、工業技術院標準部「工業標準化の長期的推進方策（第8次長期計画）の検討について」『通産省公報』1995年1月6日。

³² 以上の計画は、①のうちの規制緩和、②および③が、産業構造の変化と国際的な標準化のあり方（WTO/TBT協定）を強く反映し、①のうち第七次計画から課題とされた社会ニーズへの対応がやや内需の動向を反映した行政対応だったと整理できる。

³³ 以下、「国際標準化対応の強化—日本工業標準調査会答申—」『通産省公報』1996年12月25日。

国家規格を制定する重点分野に該当しているか否か、事業者団体等の民間規格に移行できないか否かについて、中小企業を含む生産者、使用者、消費者等の関係者自らがその必要性の有無を検証することを基本方針とし、それを踏まえて国家規格を制定する重点分野に該当しない規格、民間規格に移行可能な規格についてはこれを廃止することが適切である」とした。さらに第二では、「工業標準化法」を改正し「民間認証機関の導入」、「非指定商品の自己適合表示」の推進を求めた。他方、第三では、国際標準化活動にあたっての資金面での援助、および国際規格の JIS 整合化を、国の役割として強調した。規制緩和という国家的な課題を受けて行政関与の限定性を強めるとともに（第一、第二）、第三の課題を示した点で国際標準化活動には行政として力を入れることが示されたといつてよい。

3. 工業標準化法の改正

第八次計画および上記答申の具体化は、当初、規制緩和の分野で進められた。1997年3月に工業標準化法が改正された。その要点は、①JISの登録を求める標準案の手続き簡素化・迅速化、および既存のJIS規格のゼロベース見直しを1999年度までに実施すること、②JISマーク表示のための工場認定業務を民間に委託すること、およびJIS自己適合表示を推進することであった³⁴。前者の①については、標準を進める手続きには、民間団体が申請する12条規定と、主務大臣が標準の必要を認める11条規定の二通りがあり、法改正前はほとんどが11条規定だったものを12条の手続きを簡素化し規格策定が民間主体となるよう配慮したものだった³⁵。②については、国際ルールの採用が意図され、行政の代行として民間の認証機関を指定する場合は、積極的に外国機関を受け入れ、WTO/TBT協定の要望を満たすことが意図された。同時に、この措置は、諸外国で日本発の標準が受容されるよう協議の道が拓がるものとも位置づけられた³⁶。時代的な要請に基づいた行政関与の後退は、WTO/TBT協定に配慮した規制緩和でもあった。

4. 新たな社会ニーズへの対応

第七次の計画から課題とみなされた新しい社会ニーズへの対応については、国際標準化の要請を反映しながら具体策の模索が続けられた。例えば、福祉関係についてみれば、1998年6月に日本工業標準調査会がまとめた高齢者・障害者を対象とした標準行政のあり方によると³⁷、現状と問題点は、①福祉用具の標準化、②共用品の標準化への取り組みなどと

³⁴ 以下、前掲「工業標準化法の改正と今後の標準行政」。

³⁵ 前掲、江藤論文「工業標準化政策の変遷と基準認証政策」。

³⁶ 繰り返しになるが、1995年のWTO/TBT協定は各国の公的な調達基準として国際規格を優先することを求めたから、JISの国際標準化を推進する政策には、国際市場における日本企業の競争力を高める意図がこめられたと考えられるが、そもそも政策担当者の主観では時代的な要請に必ずしもとらわれずにJISの国際規格化を重視していたともいう。前掲『政策担当者ヒアリング』、2014年9月30日。

³⁷ 以下、日本工業標準調査会「高齢者・障害者に配慮した標準化政策の在り方に関する建議（要旨）ーバリアフリー社会を目指してー」『通産省公報』1998年6月24日。

していた。①は、研究開発及び普及の促進を重視するもので、それは「福祉用具に係る客観的な判断基準が求められており、日本工業規格（JIS）による福祉用具に関する標準化の一層の推進と国際規格化の推進が必要」なためだった。しかし、種類が多いうえに利用者に応じた注文生産という特徴が強いことから、②に指摘されたように、高齢者・障害者のニーズに配慮する際の基本原則として共用品化を目指すとし、それは福祉用具の市場が狭いので健常者も利用できる製品を開発し規模のメリットによってコスト削減効果を期待するものであった。そして、共用品化の理念を国内だけでなく世界的な共通認識とするため、ISO や IEC でガイドを作成し広く普及すべきとした。

続けて 1998 年 9 月に日本工業標準調査会・医療安全用具部会は医療用器具の標準化について指針をまとめた³⁸。指針は、医療用器具の JIS 適合品には薬事法の承認が不要となる特例が採用されているにもかかわらず、電子機器の技術進歩が急速なため JIS としての規格化が遅れ薬事法上の利点が活かされていない現状の解消を求めた。さらに、医療用器具の国際規格化が進んでいるので、日本も国際標準化活動に積極的な参加を進め JIS に反映することを課題とした。

さらに同部会は、1999 年 1 月に労働安全衛生用具の標準化に関する報告をまとめた³⁹。この報告が、標準の必要性・役割として指摘した諸点のうち薬事法のような強制法規との関係について論じた部分をみれば、労働安全衛生用具の中には労働安全衛生法で使用を義務付けたものがあるが、これらの用具を JIS としマークの許否によって法律を補完し得るとされた。医療用器具のケースと同様に、適切な労働安全衛生用具を JIS として、この条件を満たせば労働関係の強制法規が義務付けた使用器具とみなす方法だった。言わば、JIS の役割が製品安全の面で意義を高めたわけだが、実際の運用では、医療用器具の場合の問題点として指摘されたように、国際標準との適合性を常に意識した迅速かつ適切な規格化が課題として浮き彫りになっていた。そして、強制法規を補う JIS の運用は、民間主導の標準が安全性を担保していれば規制を代行し得るという点において、規制緩和の考え方も適格的であった⁴⁰。

このように、新たな社会ニーズに応じた標準行政は、国際標準との整合化、国際標準化活動への関与のみならず、福祉用具では JIS として標準を進める製品・部品に共用品の観点を導入し製造の量産効果が期待され、また、薬事法、労働安全衛生法の強制法規を補う形で JIS の利用が重視されており、この考え方は規制緩和という政策課題とも適格的であった。市場開放や規制緩和という言わば行政関与の限定性を強める課題にとりくむ中で、

³⁸ 以下、日本工業標準調査会・医療安全用具部会「医療用器具の今後の標準化の進め方について」『通産省公報』1998 年 9 月 16 日。

³⁹ 以下、日本工業標準調査会・医療安全用具部会「労働安全衛生用具の今後の標準化の進め方」『通産省公報』1999 年 1 月 14 日。

⁴⁰ もっとも、JIS が強制法規を代替するとみなす考え方は、規制緩和を意図した対応とは必ずしも言い切れるわけではなく、民間側で整った条件が自ずと反映され規制緩和の議論が盛り上がったときにたまたま適合したとも解釈できる。

1991年の第七次計画以降、福祉、安全、衛生等の分野で意義を見出した標準行政の意図が、1990年代後半になってようやく具体策として結びつき始めていた。

5. 成果と課題

以上の第八次計画およびそれに基づいて展開された1990年代後半の施策や政策方針の模索は、次の成果をもたらした。JISの制定および改廃は表2の通りだが、この時期は、上記のように1997年制定の工業標準化法改正を受けたJIS規格のゼロベース見直しが進められており、それは次のような観点に基づいていた。まず、消費者保護、高齢者福祉、環境保全等の観点からJISの制定および改廃が進められ、例えば福祉分野では第八次計画を受けて1998年に31件が制定された⁴¹。さらに、国際規格との整合化を反映した見直しが重視され、1997年度以降、約8000のJIS規格のうち対応する国際規格（ISOとIEC）のある2000規格が抽出され、さらにその中から整合化の進んでいない約1000規格を対象とした作業が進められた⁴²。ただし、整合化の作業は長期に及び、やや後の資料によれば2005年になって「一部の例外を除いて、実質上の整合化が完了」したと評価された⁴³。このほか、規制緩和に関しては、工業標準化法の改正による民間の主導性を促す第12条に基づく新規の規格提案が1999年度に約半数に達し、行政関与の後退が進んだ⁴⁴。

以上、第八次計画に基づいた施策によって、第一に、標準行政の規制緩和が進み、第二に、JIS規格の見直しが、第六次計画の頃から課題であった新素材等への対応、第七次から浮上した新たな社会ニーズへの対応、1995年のWTO/TBT協定を受けたさらなる国際整合化の三点に基づいて推進された。しかし、情報通信産業の発展を踏まえた国際標準化活動の具体策は依然として乏しく、施策の展開は2000年代を待たなければならなかった。日本経済の成長鈍化に対する政策課題が重視されるに及んで、経済界が求めた情報通信分野における日本企業の競争力を後押しする施策がようやく形になり始めた⁴⁵。

第四節 戦略的な国際標準化活動の展開

1. 国際標準戦略の策定

⁴¹ 『通商産業省年報』平成10年度、912-913頁。

⁴² 『通商産業省年報』平成9年度、899-800頁。なお、整合化の過程では国際規格の方が長期間見直されていない、あるいは技術的に不適切なものがあり、日本からは是正を求めたものもあった。

⁴³ 経済産業省基準認証ユニット『基準認証政策における事後評価書』、平成18年12月13日。WEB版、http://www.jisc.go.jp/jisc/data/soukai/soukai_12/soukai_12-5.pdf

⁴⁴ 21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会『報告書』、2000年5月29日。WEB版、<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g00608aj.pdf>。

2007年に公表された論文（前掲、江藤論文「工業標準化政策の変遷と基準認証政策」）によると、「現在では」9割近くが12条規定に基づいていると評された。

⁴⁵ 通産省は情報通信産業にかかわる機器関係の産業を所管したとはいえ、情報通信産業それ自体は総務省の管轄にあり、これは2001年の省庁再編後も変わらなかった。情報通信分野の所管が二省庁にわたったことがもつ標準行政の課題は今後の検討に委ねたい。

5年ごとの工業標準化長期計画の策定は省庁再編に伴って終了したが、その後も長期計画の必要性は認められており、第八次計画が予定の5年目を迎えた頃、やや長期的な方針が新たに検討された。その方針は国際標準化に関する活動の限界を踏まえた点に特色を持っていた。2000年5月に政府自らが行った第八次計画の評価によると、標準をとりまく環境変化として、①規制緩和のさらなる推進、②JISの国際統合化、③産業競争力強化の観点から戦略的な国際デジュール標準の獲得、④消費者の視点を踏まえた標準化ニーズの四点への対応が重要と指摘された⁴⁶。このうち①の規制緩和は、既述の強制法規の代替を重視したもので、全省庁に及んで法規ごとの基準が自己責任に置き換わりつつあるから、標準を活用したより柔軟なルール設定を課題とした。注目すべきは、③であり、民間機関である国際標準化機関（ISO、IEC）で決められた標準が、事実上、公的な国際標準として機能し、欧州の企業は「自らの規格をデジュール標準化することにより、競争上優位に立とうとする戦略を採る例が多く、産学官の連携を図り国際標準作成の場に「戦略的な資源投入を行う」ことが重要になるとされた。行政サイドから経済界の国際的な標準化活動を支援する意図が明確化したのはこの頃からであった⁴⁷。同じ意図は、報告書が今後の標準整備の方向性として、知的財産行政との連携を重視した点にも現われていた。これは国際的な標準を先導した企業が知的財産権を主張する事態が進んだことを受けて行政対応の見直しを課題としたものだった⁴⁸。

こうした環境の変化を認めたくえで経済産業省産業技術環境局の基準認証課は一第一節で既述したように省庁再編で内局に移管した一、2001年に「標準化戦略」をまとめた⁴⁹。総論は、「①市場適合性及び効率性の確保」、「②国際標準化活動の推進」、「③標準化政策と研究開発政策の連携」を課題とし、27に及ぶ分野別の標準化戦略をうちたて、このうち特に重要な分野は「①情報技術の標準化」、「②環境保全に資する標準の整備」、「③消費者・高齢者・障害者の視点を反映した標準の整備」、「④ものづくり・産業基盤技術に関する標準の整備」であった。「標準化戦略」は、上記2000年5月の計画評価と同様の観点、すなわち「国際標準を我が国主導で作成する」ことに主眼がおかれた。以後、これまでの5カ

⁴⁶ 以下、21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会『報告書』、2000年5月29日。

⁴⁷ 小川紘一『国際標準化と事業戦略』白桃書房、2009年、第四章によれば、2006年3月の閣議決定第三期科学技術基本計画によって戦略的な標準行政に転換したとされるが、そうした指針はもう少し早い時期に示されていたといつてよい。

⁴⁸ 知的財産政策が日本企業の国際競争力を強めるためのツールとして政府において重視され始めたのは、2002年2月に内閣に設置された知的財産戦略会議が同年7月に策定した「知的財産戦略大綱」以降であり、知的財産を所管する特許庁も同じ時期から基準認証行政との連携を模索していた。中山信弘編著『通商産業政策史 11 知的財産政策』財団法人経済産業調査会、2011年、第1章のほか、荒井寿光『知財革命』角川 ONE テーマ 21、2006年など。標準化と知的財産権の獲得を並行させ、独占的な市場確保、および情報関連の市場における先行的なルール作りなどを経済成長に結び付ける意図だったと考えられるが、内閣が主導し始めた成長戦略の策定過程を通じた分析は今後の課題としたい。

⁴⁹ 以下、産業技術環境極基準認証ユニット「標準課戦略の策定についてー日本工業標準調査会標準部会報告一」『経済産業公報』2001年9月20日。

年計画に代わって「標準化戦略」に基づいた計画が毎年策定される、あるいは作成されなくともこの戦略を具体化する施策が展開されることになった。事実上、2000年代の標準行政の指針がこうして提示されることとなった⁵⁰。

2. 国際標準化活動の推進

国際標準化活動は、次のように進められた。例えば、第八次計画期に始められた施策だが、日本工業標準調査会が1998年にISOに提案した「高齢者及び障害のある人々のニーズに対する規格作成配慮指針」という国際規格（ISO/IECガイド71）が2001年11月に発効され、2003年4月にこのISO規格は日本の国内規格となった⁵¹。日本が主導的に推進した国際規格を逆輸入したかっこうであった。このほか、2004年6月には改めて国際標準化活動の指針が示され、官民一体となった活動、新素材等を重点分野とすることが確認され⁵²、同じ6月、国際標準案作成のための標準化を進める委託研究が公募された。公募の様子は、表4の通りであり、前段4テーマは「国際標準案作成のための研究開発を実施し、国際標準に結びつけることによって、我が国の国際競争力を一層強化し、持続的発展のできる国造りに寄与することを目的」とし、戦略的な国際競争力の強化が明示されており⁵³、次の2テーマも国際競争力に結実する効果を強調した募集であった⁵⁴。2005年および翌2006年の公募テーマも国際標準案の作成を目標としていた。

⁵⁰ 前掲、江藤論文「工業標準化政策の変遷と基準認証政策」。

⁵¹ 以下、「高齢者・障害者への配慮規格の一層の開発促進—国際ガイド71をJIS化—」『通産省公報』2003年4月16日。

⁵² 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」について『経済産業公報』2004年6月10日。

⁵³ 「平成16年度基準認証研究開発事業及び新発電システム調査研究（標準化調査研究）に係る委託先の公募について」『通産省公報』2004年6月17日。

⁵⁴ 「平成16年度基準認証研究開発事業費補助金の交付先公募について」『通産省公報』2004年6月17日。

表4 近年における新規委託研究の公募	
2004年	
6月17日	低温鉛フリーはんだ実装のための基盤技術確立と標準化 製造用情報連携システムの標準化 微生物酸化分解試験方法の標準化 自由視点テレビ符号化方式の標準化 産業用ロボットを活用したセル生産システムの標準化 電子式制御安全機器のハードウェアとソフトウェアにかかわる安全性検証技術の標準化 異方性(ロータス型)ポーラス金属の特性評価試験方法の標準化
2005年	
4月22日	プラスチックリサイクル標準化 ブロードバンドFTHT時代に向けた高品位光電送システム用光部品・モジュールの安全性及び 転動部材用ファインセラミックスの破壊特性試験手法の標準化 ナノ粒子の安全性評価方法の標準化 非接触三次元計測器の精度評価方法の標準化
2006年	
3月9日	個人識別: バイオメトリクス(指紋)の互換性及び相互運用性に関する標準化 有機薄膜の高精度組成分析のための標準化 アクセシブルデザイン技術の標準化 給湯仕様モードと熱効率測定方法の標準化
出典:『経済産業公報』該当年月日より作成。	

3. 規制緩和の推進と課題

1997年の法改正を伴った規制緩和の推進は、既述のようにJISマーク表示を承認する行政を民間に委託する方針であり、データは得られないが委託機関の設置や許可が進んだとみられる⁵⁵。

しかし、「JISマーク工場認定」に際して錯誤の問題が生じ始めた。例えば、2003年1月、財団法人日本品質保証機構が2002年12月に認定したプレキャストコンクリート製品に関して、当該JIS規格で認めていない材料を含んだ製品に認定を与えていたことが判明し、6月には90日間の業務停止措置がとられた⁵⁶。

こうした問題は特にISO9000やISO14000といった管理システムの認証の際に起こりやすいと判断され、2002年度に設置された管理システム規格適合性評価専門委員会が2003年7月にまとめた報告書では、認証取得にあたって意識の低い企業等が存在し、なおかつ認証行政の委託を受けた民間機関の低い審査能力が顕在化すれば標準の信頼性が低下するとして規制緩和のデメリットが危惧された⁵⁷。対策として、2005年に「ISO14001の認証を取得する際に、重要な環境側面を除外した形でシステムを構築し、あたかも組織の全てが認証取得したかのようなアピールをすることを防止するため」規格範囲の明確化が進め

⁵⁵ ヒアリングによると、その後いくつかの委託機関が設置され、いつの時点か定かではないものの少なくとも6団体が指定されていたという。前掲『政策担当者ヒアリング』。

⁵⁶ 「(財)日本品質保証機構によるJISマーク工場認定の錯誤について」『通産省公報』2003年2月18日。「指定認定機関(財)日本品質保証機構に対する行政処分について」同2003年6月26日。

⁵⁷ これは「負のスパイラル」と指摘された。『経済産業省年報』平成15年度、268頁。ISO自体は民間規格だが、繰り返し指摘しているように、国際標準としてこの規格がデファクト化すれば貿易障害除去の観点から国際整合化を進める必要が生じて、日本では公的なJISに反映されたものがあつたのだろう。

られた⁵⁸。とはいえ、2005年から2009年にかけて同様の行政対応が続いたから⁵⁹、品質や環境の標準化を満たしているか否かの判断基準の設定は難しいものであり、民間機関への委託を進めた場合、適切な審査および判断基準の担保にはますます慎重さが必要であることを物語っていた⁶⁰。

4. 成果と対応

国際標準化活動の成果は次のようであった。例えば、新素材である光触媒に関して、市場拡大を意図した経済産業省の支援の下、2002年9月に社団法人ファインセラミックス協会に光触媒標準化委員会が設置され、JISの原案作成、ISOへの提案が開始されていた⁶¹。また、2003年10月には、ISOにおいて空気浄化性能試験方法の分野を対象として規格化を推進するべきという日本提案が採択され2004年に規格作成活動が始まった。空気浄化の試験方法分野においても日本主導の標準化が検討され始めたことになるが、しかし、2008年度においても依然としてJIS化は検討中で国内のとりくみにとどまっており、見込まれる成果を国際標準化活動に反映させることを予定の課題としたから、進捗は芳しくなかったといえる⁶²。2001年以降の国際標準化活動に限界があったことは政府も認めており、2003年5月に内閣に設置された知的財産戦略本部が2006年12月にまとめた「国際標準総合戦略」の指針は、2001年の「標準化戦略」を踏襲せざるを得ず、国際標準化を日本が主導すべきとする5年前の課題を再論していた⁶³。

こうした状況の中で、2007年、日本で研究が進められた抗菌試験方法に関するJIS規格がISO規格として承認を得た。JIS規格が修正されることなく国際規格化した初めてのケースであり、経産省をして「抗菌分野に強みを持つ企業にとっては大きなビジネスチャン

⁵⁸ 「環境マネジメントシステム JIS 規格の改正について」『経済産業公報』2005年1月17日。

⁵⁹ 例えば、審査ガイドの作成などだった。「「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」の公表について」『経済産業公報』2008年8月7日、「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性向上のための「アクションプラン（行動計画）」の公表～信頼性の高いISOマネジメントシステム規格認証制度を目指して～」『経済産業公報』2009年8月27日など。

⁶⁰ ただし、錯誤等の問題は民間への委託それ自体が原因であるわけでは必ずしもない。行政がJISの運営をすべて担えば問題が消えるものではなく、むしろ企業活動において標準が重要性を高めISOの取得が取引に影響し始めたがゆえに生じた課題とも把握できるからである。とはいえ、少なくともこの時期には、民間委託の推進に伴って行政の立場からはこのような課題認識が生まれていたということである。

⁶¹ 以下、「光触媒試験方法のJIS制定について～空気清浄化性能試験方法のJIS化～」『通産省公報』2004年1月29日。

⁶² 『経済産業省年報』平成20年度。

⁶³ 知的財産戦略本部『国際標準総合戦略』、2006年12月6日。WEB版、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/061206.pdf>。この点は、前掲、江藤論文「工業標準化政策の変遷と基準認証政策」の解釈でもある。

ス」と評された⁶⁴。日本が主導性を発揮した国際標準が形になったケースも生まれていた。

規制緩和については、錯誤の問題が自覚され始めていたものの、さらなる推進が必要と判断された。①産業競争力強化のツールとして標準に高い意義が認められたこと、②消費者ニーズの多様化を受けて「情報伝達ツール」としての標準への期待が増大したこと、③政府全体が進める規制緩和のさらなる具体化が求められたことなどが背景にあった⁶⁵。②は環境保全、安心、高齢者・障害者に対応するニーズといった観点で、消費者の価値観に応じた情報を提供することを課題としたもので、JIS マークの表示が安全性等の指標を代替することをより積極的に進める意図だった。そして①②の目的を果たすためには民間主導の標準化が有効と考えられており、③の政策課題とも整合的と考えられた。③は2002年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」が、国から公益法人が委託された検査・検定制度を事業者の自己確認・自主保安へ移行する基本原則を求めたことに対応したものだ。

継続して求められた規制緩和は、2005年10月の工業標準化法改正に結実した。JIS マークを表示できる JIS 規格を政府が指定していた従来の方法から、指定された規格でなくとも表示を可能とし⁶⁶、なおかつ JIS マーク表示を認証する委託機関を政府が指定するこれまでの運用は登録制度に変更され、行政関与はより後退した。委託機関は国内外で認められ、2008年12月時点で国内機関22、海外機関3が登録を行っていた⁶⁷。もっとも、引き続き審査の確実性を高めるためのガイドラインを頻繁に作成せざるを得なかった。こうした課題を露呈しながらも、民間の活力を活かした標準行政を展開し経済成長に結び付けるには、現状の規制緩和では不十分であるという政府内の判断が優先されたといつてよい。

一方、強制法規と JIS との関係について具体策が強調されることはなかったが、2008年11月時点で138の法律が JIS を技術基準等として引用していた⁶⁸。

第五節 総括と展望

鉦工業分野あるいは機械工業の競争力を向上させる JIS の役割は1970年代以降低下し、1990年代に入るとほぼ終焉を迎えつつあった。1970年代以降、標準行政の新たな役割が模索されたが、再び重要性が高まったのは、1979年のガットスタンダード協定が非関税障壁とならないよう各国標準のあり方を問いかけ、1980年代に通商摩擦および情報通信産業の発展に対する対応が求められてからであった。海外の事業者に JIS マーク表示を認める対応、新素材や新しい産業における公的な標準の設定が進められた。もっとも、新素材や新

⁶⁴ 「我が国の抗菌試験方法が国際標準化機構（ISO）規格として承認」『通産省公報』2007年10月15日。

⁶⁵ 『経済産業省年報』平成13・14年度、352-353頁。

⁶⁶ 以下、『経済産業省年報』平成17年度、239-242頁。

⁶⁷ 経済産業省日本工業標準調査会事務局『日本工業標準調査会年次報告2008』、14頁。

⁶⁸ 同上書。

しい産業を対象とした公的な標準の意義は必ずしも明瞭ではなかったから、1990年代半ばの経済界を対象としたアンケート調査からは行政対応の不的確さが浮き彫りになっていた。他方で、1990年代には環境や福祉の観点を導入したJISの制定・改廃が新たな課題として浮上していた。

1995年の第八次計画は、同年発効したWTO/TBT協定への対応としての国際整合化や市場開放に関連した規制緩和を主目的としたが、引き続き情報通信産業や環境・福祉の分野でJISを積極的に運用することを課題とし、なおかつJISを国際競争力に活用する施策も重視した。国際競争力については、2001年の「標準化戦略」策定前後から国際標準化を日本主導で進める施策として具体化し始めた。これまで新素材や情報通信関係の標準化が重要であることは指摘されたもののJIS規格の見直しにとどまった対応が、ISOやIECといった国際機関を介した標準発効に目的を切り替え、日本発の標準を国際標準とすることによってこれらの産業の育成あるいは日本企業の競争力を支援する戦略的な政策に移行した。それは、WTO/TBT協定の一環として1996年に「政府調達協定」が発効し国際標準の重要性が高まったことにも影響を受けていた。1980年代以降の標準行政は、通商摩擦に応じてJISの独自性を薄める言わば受け身的な対応を進めてきたが、日本においてとりくまれてきた標準に関する研究成果を能動的に国際標準とする具体策が2000年頃から登場したわけである。とはいえ、国際標準化の推進は途上のものが多く、他方で標準行政の民間委託を進めた規制緩和は認証の錯誤などを顕在化させ、新たな方向性は課題を露呈し始めていた。

国際化を主な課題として規格の設定を積極化させた近年の標準行政の変化は次のことを示唆する。政策手法をやや図式的に捉えると、高度成長期から1970年代にかけての通商産業政策は、産業を対象としながら資金の配分をインセンティブとして設備の更新や投資を促し、合理化、近代化、新規産業創出を進める産業政策であり、これらは結果として経済成長に貢献した⁶⁹。とはいえ、1970年代からエネルギー産業の効率化、消費者利益の保護、1980年代には通商摩擦を背景とした市場開放へと政策課題が推移するなかで、産業を対象とした政策手法は次第に後退した。1990年代以降は、構造改革を経て経済を成長させることが政策課題として自明視されていった反面で、成長の重要な鍵である生産性向上に資する施策は乏しくなり、規制緩和が成長を生むという論理に則った対応が重視された⁷⁰。こうした政策手法の変化には、財政赤字の進展、日本的な経済活動を異質と見なす価値観の

⁶⁹ 橋本寿朗『戦後日本経済の成長構造』有斐閣、2001年、第6章。橋本の議論は、より正確には、民間経済主体の創造的な活動を軽視した議論に対して政策の有効性を相対化し、そのうえで政府の役割を指摘したものである。

⁷⁰ バブル経済崩壊後の政策課題が、1995-7年の構造改革を通じた自律回復路線から、2001年4月の小泉政権以降、構造改革による経済成長、および近年の成長戦略へと推移し（『経済学書』、『経済財政白書』の副題による）、そうした中で政策の意思決定が内閣にシフトして、規制緩和や経済成長が既定路線と化し行政の役割がいかに模索されたのかは今後の検討に委ねたい。

信奉などが要因として考慮できるが、日本の高い経済成長が直面した限界や産業構造の変化も影響したと推測される。すなわち、機械工業や重化学工業における設備投資が高い生産性を保証した日本の高い経済成長は、1960年代後半から多品種少量生産へと移行し生産性の上昇が鈍化したうえ⁷¹、製品価値を市場で高めるためサービス産業の重要度が増し、それは流行⁷²、保守・メンテナンス、近年の標準化、標準に基づいた知的財産権の設定などとして現われた。なおかつ、こうしたサービス産業は、そもそも機械工業と比べて生産性上昇が大幅に見込みにくい特徴をもったから、産業構造がこれらにシフトすることによって成長鈍化の傾向は強まった⁷³。産業構造のサービス化によって、政策手法も、設備資金の援助だけでなく、市場の提供、製品価値を向上させる支援策などへと推移した。1980年代の通商摩擦を受けた1990年代ビジョンの内需拡大政策(ゆとりと豊かさの重視など)、1990年代後半以降の国際標準化活動などがそうした変化を体現していた。しかも産業構造のサービス化は、莫大な設備投資費用を政策的に支援した機械工業や重化学工業とは異なり、資金コストが比較的軽減されたうえに資金提供者としての政府の関与を後退させたから⁷⁴、政策手法は規制緩和論との整合性を図りやすかった⁷⁵。バブル経済が崩壊し政策課題として経済成長の重要性が浮上するなか、標準行政が第八次計画の総括を経た2001年の「標準化戦略」においてとりわけ国際的な標準化の支援を重視し始めたのは、労働過程における生産性上昇の限界と産業構造の変化とを踏まえ、そのうえ規制緩和論との整合性を考慮にいれながら、製品仕様の標準化によって製品価値が追加的に高まり市場の拡大に貢献する見通しが得られたためであったと考えられる⁷⁶。言わば、設備投資資金を配分し産

71 平山勉「需要構造と産業構造」、および武田晴人「日本の高成長経済」、武田晴人編『高度成長期の日本経済』有斐閣、2008年。

72 石井晋「アパレル産業と消費社会—1950～1970年代の歴史—」『社会経済史学』第70巻3号、2004年。

73 産業別の生産性格差については慎重な検討を要する課題だと思われるから、暫定的な解釈ということになる。さしあたり次の見解を参考としている。橋本寿朗『デフレの進行をどう読むか』岩波書店、2000年、第Ⅲ部、武田晴人『脱・成長神話』朝日新書、2014年。

74 高度成長期において機械工業や重化学工業の育成・合理化に資金の配分が重要な意味をもち、安定成長期以降、そうした分野の資金需要が後退し、情報通信・交通整備などに多額の政策金融が投入されながらも融資先が多様化し細分化した様子をうかがわせる研究として、宇沢弘文・武田晴人編著『日本の政策金融Ⅰ高成長経済と日本開発銀行』東京大学出版会、2009年、同『日本の政策金融Ⅱ石油危機後の日本開発銀行』東京大学出版会、2009年。

75 もっとも、新たな標準の策定に向けた研究活動等の資金的な援助が標準行政において展開された限りでは、資金的なインセンティブを利用した企業行動の誘導という点で、旧来の政策手段と類似の性格が観察された。

76 ただし、標準行政を活用し海外市場を確保するような成長戦略がたとえ可能だとしても、これが産業特性を無視したものである限り、その有効性は阻害されるであろう。これは標準を企業戦略とする場合にもあてはまる。例えば、新宅純二郎・江藤学編著『コンセンサス標準戦略』日本経済新聞出版社、2008年は、企業戦略として特定分野を共同で標準化することの重要性を指摘しているが、想定されている産業が明瞭ではないため、あらゆる産業で標準化が必要でありその推進が自己目的化しているように読み取れる。

業を育成する産業政策から、企業の自律的な革新への支援によってやや迂回的に経済成長へ結実させるといった施策へと政策手法は変化し、標準行政はこうした変化の中で政府がとり得る成長政策として重要な位置づけを与えられたのであろう。そうした方向性は、2006年に、経済産業省が、人口減少が進む日本経済を再び成長路線に導くためにまとめた戦略においても、産業という枠組みをとりはらう「横断的施策」の一環として基準認証行政が日本の主導する国際標準を支援することを重視していた点に現われていた⁷⁷。

しかし、経産省の進めた国際標準化が日本企業にとって何らかの市場拡大に寄与し国際競争力を強化させ経済成長に寄与したとしても、そうした意義だけでなく、標準行政が支援した製品価値の向上がもつ社会的な意味を改めて発見することも可能なのではないかと考えられる。例えば、衛生面の標準化は消費者の利益を体現し、私的な営利企業であっても製品提供という社会的な行為では公的な意義を併せもつという視点を育む効果があったかもしれない。また、近年の標準行政が強制法規の緩和を受けて福祉、環境、製品の安全性等を JIS 規格によって代替する可能性を探ったことは、規制緩和が進む中にあっても公的な政府の役割を改めて見直す意義を持っていたと言える。規制の緩和ではなく改革によって公的な役割を見つめ直したと捉えても良い。国際競争力強化あるいは経済成長という主観的な目標に向けた政策効果を検証することは重要であるが、同時にこのような歴史的な位置づけを考察していくことも大切であり、この点のさらなる検討は、今後の課題として時代の区切りを見極めながら進めたい。

⁷⁷ 経済産業省編『新経済成長戦略』財団法人経済産業調査会、2006年。